

総社市告示第82号

総社市企業立地促進奨励金交付要綱（平成20年総社市告示20号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号並びに別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び別表の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 製造工場</u> 日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(奨励金)</p> <p>第3条 市長は、市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、市内の土地を取得し、又は賃貸し、<u>製造工場</u>、研究所等(以下「工場等」という。)を建設(新設又は増設をいう。以下同じ。)し、操業を開始した企業に対して、</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 先端技術工場</u> 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第44条の2第1項に規定する高度技術工業として大蔵省が行った告示(昭和59年大蔵省告示第41号)別表の番号の1から20までに掲げる製造業の用に供する工場をいう。</p> <p><u>(6) 一般製造工場</u> 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)分類表中大分類E—製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場をいう。</p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>(奨励金)</p> <p>第3条 市長は、市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定と向上に資するため、市内の土地を取得し、又は賃貸し、<u>先端技術工場</u>、<u>一般製造工場</u>、研究所等(以下「工場等」という。)を建設(新設又は増設をいう。以下同じ。)し、操業を開</p>

改 正 後	改 正 前
-------	-------

予算の範囲内で奨励金を交付する。

始した企業に対して、予算の範囲内で奨励金を交付する。

別表第1（第4条関係）

区分 要件		製造工場		研究所等	
		建設に着手する時期	新設	次に掲げる土地へ当該土地取得後3年以内に建設に着手するとき。 (1) 新設のために取得した土地 (2) 前号の土地に隣接する公的団地用地	
	増設	次に掲げる土地へ新たに工場等を建設する場合で、新設のために取得した土地を取得後10年以内に建設に着手するとき。 (1) 既存の工場等の敷地 (2) 前号の土地に隣接する民有地			
公的 団地 用地	面積	1,000平方メートル以上			
	民有地	面積	3,000平方メートル以上	2,000平方メートル以上	
		固定資産投資額	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上	
	新規常用雇用	大企業 30人以上 中小企業 10人以上	大企業 10人以上 中小企業 5人以上		

別表第1（第4条関係）

区分 要件		先端技術工場		一般製造工場		研究所等	
		建設に着手する時期	新設 土地取得後3年以内に建設に着手 増設 (1) 既存の敷地内で増設する場合 新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手 (2) 既存の工場等の隣接地を取得し工場等を増設する場合 公的団地用地：隣接地取得後3年以内に建設に着手 民有地：新設に係る土地取得後10年以内に建設に着手				
公的 団地 用地	面積	1,000平方メートル以上					
	民有地	面積	2,000平方メートル以上	3,000平方メートル以上	2,000平方メートル以上		
		固定資産投資額	大企業 5億円以上 中小企業 2億円以上	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上	大企業 2億円以上 中小企業 1億円以上		
	新規常用雇用	大企業 30人以上 中小企業 10人以上	大企業 30人以上 中小企業 10人以上	大企業 10人以上 中小企業 5人以上			

別表第2（第5条関係）

種 類	設備奨励金	土地奨励金	雇用促進奨励金
-----	-------	-------	---------

別表第2（第5条関係）

種 類	設備奨励金	土地奨励金	雇用促進奨励金
-----	-------	-------	---------

改正後				改正前			
略				略			
奨励金額	家屋及び償却資産に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	新規常用雇用者（市内在住に限る。）1人あたり下欄の金額を乗じて得た額	奨励金額	家屋に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	土地に係る固定資産評価額に下欄の交付率を乗じて得た額	新規常用雇用者（市内在住に限る。）1人あたり下欄の金額を乗じて得た額
略				略			

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規定は、施行日以降に立地協定又は土地売買契約若しくは賃貸借契約を締結したものから適用する。